四　事業地　収用の部分　東京都豊島区池袋本町二丁目、池袋本町一丁目、池袋本町三丁目及び池袋本町四丁目並びに板橋区板橋二丁目及び板橋一丁目地内　使用の部分　東京都豊島区池袋本町四丁目及び板橋区板橋二丁目地内

○関東地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第八十二号線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　東京都豊島区上池袋三丁目、上池袋四丁目、池袋本町四丁目及び池袋本町三丁目地内　使用の部分　東京都豊島区上池袋三丁目、池袋本町一丁目、上池袋四丁目及び池袋本町四丁目地内

○関東地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第八十二号線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　東京都豊島区池袋本町三丁目及び板橋区大山金井町地内　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百四十二号線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　東京都江戸川区南小岩五丁目、南小岩四丁目、南小岩七丁目、南小岩三丁目、南小岩八丁目、東小岩五丁目及び東小岩四丁目地内　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百七十二号線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　東京都豊島区長崎一丁目、長崎二丁目、長崎三丁目、長崎四丁目及び長崎五丁目地内　使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月六日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第三号福岡都市計画道路事業三・三・二十五号那珂川宇美線

三　事業施行期間　自平成十五年一月六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし　使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

議決通知

二十六年十二月二十六日本院は皇室会議予備議員及び皇室経済会議予備議員を次のとおり選任し、かつ、予備議員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨内閣に通知した。

皇室会議予備議員

第一　衆議院議員　伊吹　文明

第二　同　横路　孝弘

皇室経済会議予備議員

第一　衆議院議員　伊吹　文明

第二　同　横路　孝弘

又同日向大野事務総長から吉田裁判官弾劾裁判所裁判長及び中村参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

船田　元　小野寺五典

原田　義昭　古本伸一郎　小沢　鋭仁

漆原　良夫

同予備員

第一　盛山　正仁　第二　ふくだ峰之

第三　津村　啓介　第四　宮崎　政久

又同日向大野事務総長から山本裁判官訴追委員会委員長職務代行者及び中村参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員

田村　憲久　森　英介　三ッ矢憲生

馳　浩　牧原　秀樹　江崎　鐵磨

泉　健太　田嶋　要　松野　頼久

大口　善**徳**

同予備員

第一　土屋　正忠　第二　藤原　崇

第三　山下　貴司　第四　大串　博志

第五　吉村　洋文

継続審査及び継続調査の議決通知

二十六年十二月二十六日本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策に関する件

二、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

三、栄典及び公式制度に関する件

四、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

五、国民生活の安定及び向上に関する件

六、警察に関する件

総務委員会

一、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件

二、地方自治及び地方税財政に関する件

三、情報通信及び電波に関する件

四、郵政事業に関する件

五、消防に関する件

法務委員会

一、裁判所の司法行政に関する件

二、法務行政及び検察行政に関する件

三、国内治安に関する件

四、人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

財務金融委員会

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案（江田憲司外四名提出、衆法第四号）

二、財政に関する件

三、税制に関する件

四、関税に関する件

五、外国為替に関する件

六、国有財産に関する件

七、たばこ事業及び塩事業に関する件

八、印刷事業に関する件

九、造幣事業に関する件

一〇、金融に関する件

一一、証券取引に関する件

文部科学委員会

一、文部科学行政の基本施策に関する件

二、生涯学習に関する件

三、学校教育に関する件

四、科学技術及び学術の振興に関する件

五、科学技術の研究開発に関する件

六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件

厚生労働委員会

一、厚生労働関係の基本施策に関する件

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、農林水産関係の基本施策に関する件

二、食料の安定供給に関する件

三、農林水産業の発展に関する件

四、農林漁業者の福祉に関する件

五、農山漁村の振興に関する件

経済産業委員会

一、経済産業の基本施策に関する件

二、資源エネルギーに関する件

三、特許に関する件

四、中小企業に関する件

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件